

## ノミヨル (nomiyoru) 加盟店利用規約

### 第1条 定義等

本規約で用いる用語の定義は、本規約において別途定義するもののほか、以下のとおりとする。なお、本規約に定義されていない用語であって本規約等において定義されている用語については、本規約等の定めに従うものとする。

- (1) 「本サービス」とは、本ユーザーが月額定額制で加盟店においてドリンクの提供を受けることができる四国ガス株式会社（以下「当社」という。）運営のサービスをいう。
- (2) 「ノミヨル (nomiyoru)」(以下、「ノミヨル」という。)とは、本サービスに関して当社が運営するウェブサイト(スマートフォンアプリを含む。)をいう。
- (3) 「加盟店」とは、本規約に承諾のうえ当社の指定する方法に従って加盟店登録を申し込み、当社が当該申込みを承諾した店舗をいう。
- (4) 「本契約」とは、次条に従って成立する、本規約に基づく契約をいう。
- (5) 「本ユーザー」とは、ノミヨル上で当社が定めるユーザー利用規約に承諾のうえ当社の指定する方法に従ってノミヨルの会員登録を申し込み、当社が当該申込みを承諾した者をいう。
- (6) 「その他ユーザー」とは、月額定額制で加盟店においてドリンクの提供を受けることができる東邦ガス株式会社(以下「東邦ガス」という。)運営のサービス(以下「フラノミスタ」という。)において東邦ガスが定めるユーザー利用規約に同意のうえ、東邦ガスの指定する方法に従ってフラノミスタの会員登録を申し込み、東邦ガスが承諾した者、並びにノミヨル及びフラノミスタと連携する第三者の運営する月額定額制で加盟店においてドリンクの提供を受けることができるサービス(以下「その他関連サービス」という。)において当該第三者が別途定めるユーザー利用規約に同意のうえ、当該第三者の指定する方法に従ってその他関連サービスの会員登録を申し込み、当該第三者が承諾した者の総称をいう。
- (7) 「加盟店情報」とは、店舗名、電話番号、住所、申込者名、店舗との関係、メールアドレス等当社が指定する加盟店登録の申込時に必要な情報をいう。
- (8) 「掲載情報」とは、ノミヨル上に掲載する加盟店情報の一部および加盟店のPR情報の総称をいう。
- (9) 「本規約等」とは、本規約、ユーザー利用規約、当社の「お客さま個人情報の取り扱いについて」およびこれらに関連する特約の総称をいう。

### 第2条 本契約の成立等

1. 当社は、本規約を本サービスに関する本契約の内容とするものとし、加盟店に対し、本規約を記載した書面を交付する方法または本規約を記録した電磁的記録(加盟店向けウェブサイトへの掲載による方法を含む。)を提供する方法により、本規約の内容を示すものとする。
2. 加盟店となることを希望する店舗は、予め本サービスの仕組みを理解して、本規約の内容に承諾のうえ、次項の方法により加盟店登録の申込みをするものとし、加盟店は本契約の有効期間中、本規約を遵守するものとする。
3. 加盟店となることを希望する店舗は、当社所定の加盟店登録申込書を郵便その他当社の指定する方法により送付することで加盟店登録の申込みをするものとし、その後当社が当該申込みに承諾をして本サービスのマニュアルを発送した時点で、本契約が成立するものとする。
4. 当社は、前項の申込みの際に審査を行うものとし、当社が加盟店として不適切と判断した場合は、申込みを承諾しないことがあること、承諾後であっても、当社が不適切と判断した場合は承諾の取消

しを行うことがあることについて、加盟店はあらかじめ同意するものとする。

5. 当社は、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の定めにしたがい、加盟店の了承を得ることなく、本規約を変更することができる。この場合、当社は、あらかじめ変更する旨および変更後の規定の内容ならびに変更の効力発生日を、ウェブサイトに掲載する等の方法により加盟店に周知するものとする。変更の効力発生日以後の本サービスの提供条件は、変更後の本規約によるものとする。
6. 当社から加盟店に対する通知は、当社の選択により、加盟店が当社に届け出た住所への郵送、メールアドレスへの送信、電話番号への架電または当社のウェブサイトへの掲載その他当社が指定する方法により行う。当該方法のいずれかにより通知を発信した時点（郵送の場合は消印有効日）において、当社から加盟店に対する通知がなされたものとみなす。なお、当社が、当該方法のいずれかにより通知したにもかかわらず、当該通知が到達しないことによる加盟店の不利益について、当社は一切の責任を負わないものとする。本項の規定は、特別の規定がない限り、本条以外にも準用されるものとする。

### 第 3 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は本契約の成立日より 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 か月前までに当社または加盟店のいずれからも書面またはメール等当社が指定する方法による更新拒絶の意思表示がない限り、本契約は同一条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項にかかわらず、本契約が解約若しくは解除された場合または本サービスが終了した場合若しくは加盟店が営業を中止する等により本ユーザーまたはその他ユーザーへのドリンクの提供が不可となった場合は、本契約は終了するものとする。
3. 前二項に定めるほか、事由の如何を問わず本契約の終了後も、第 4 条、第 9 条、第 10 条、第 14 条、第 15 条および第 18 条の規定は有効に存続するものとする。

### 第 4 条 守秘義務

加盟店は、本契約の有効期間中または本契約の終了後にかかわらず、本サービスに関連して知り得た情報、その他当社の秘密に属すべき一切の事項を第三者に開示、提供または漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用しないものとする。

### 第 5 条 権利義務譲渡の禁止

加盟店は、本契約上の地位および当該地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとする。

### 第 6 条 加盟店登録料

本契約に基づく加盟店登録料は無料とする。

### 第 7 条 加盟店の義務

1. 加盟店は、本ユーザーまたはその他ユーザーが加盟店に来店し、本ユーザーまたはその他ユーザーの携帯端末等に表示される「クーポン画面」を提示した場合、提示された画面を確認のうえ、加盟店のドリンクメニューのうち、次項に定める提供ドリンクの中から 1 杯に限り、当該ユーザーに無料で提供しなければならない。

2. 前項のドリンクは、加盟店のドリンクメニューのうち税抜価格 600 円以下の全ドリンクおよび加盟店が任意で指定するドリンク（以下、併せて「提供ドリンク」という。）とする。
3. 加盟店は、当社が加盟店に対し、本ユーザーまたはその他ユーザーが満 20 歳以上であること、来店に車を利用していないことを保証するものではないことを了承し、加盟店に来店した本ユーザーまたはその他ユーザーが酒類の提供を希望した場合は、当該本ユーザーまたはその他ユーザーに対し必要に応じて、年齢確認、車の利用の有無についての確認等を行ったうえで提供ドリンクの提供を行うものとする。
4. 加盟店は、ユーザー利用規約に定める、本ユーザーまたはその他ユーザーの本サービス利用条件をあらかじめ理解し、加盟店の責任において、本ユーザーまたはその他ユーザーが当該利用条件を充足しているか確認するよう努めるものとする。
5. 加盟店は、やむを得ない事由により第 11 条の解約手続を経ず本サービスによる提供ドリンクの提供を即時に停止する場合は、速やかに当社にその旨申し出るとともに、当社の指示に従い対応を行うものとする。
6. 加盟店は、本ユーザーまたはその他ユーザーに対し、本サービスに基づき提供ドリンクを提供する条件として、第 1 項記載の事項およびユーザー利用規約に定める利用条件以外の事項を独自に課してはならない。

#### 第 8 条 掲載情報

1. 掲載情報の掲載可否、文字情報等の掲載場所、順序およびデザイン等の一切は当社が決定するものとする。
2. 加盟店は、掲載情報に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法で当社へ変更申出をするものとし、当社は当該変更申出の内容を精査のうえ、当社の判断において掲載情報を変更するものとする。
3. 掲載情報の掲載・変更・削除（以下「掲載等」という）は、当社のみが行うものとする。
4. 加盟店は、当社が自らの判断により加盟店に対して何ら事前の通知なく掲載情報の掲載等を行うことがあること、当社がその理由の如何を問わず掲載情報の掲載等を行う義務を負うものではないことについて、異議なく同意する。
5. 当社は、加盟店が掲載しようとした情報の全部または一部についてその掲載を拒絶したこと、当該情報の掲載の承諾の判断に時間を要したこと、掲載情報の掲載等をしたこと、または掲載情報の掲載等をしなかったことにより、加盟店若しくは加盟店のグループ店等または第三者に発生した損害について、その法的根拠の如何を問わず、一切の責任を負わないものとする。

#### 第 9 条 加盟店情報等の取扱い

1. 当社は、加盟店情報を次の各号に定める目的に利用するものとし、加盟店はこれに異議なく同意する。なお、加盟店は、本契約の終了後も継続して当社が加盟店情報を第 3 号ないし第 6 号の目的に利用することを予め承諾する。
  - (1) 加盟店登録の手続およびそれに付随する業務
  - (2) ノミヨル、フラノミスタおよびその他関連サービス上に開示する掲載情報の掲載等の手続およびそれに付随する業務
  - (3) 本サービス、フラノミスタおよびその他関連サービスの広報活動、加盟店およびユーザーの募集のための営業行為ならびにそれらに付随する業務

- (4)本サービスの運営・改善に必要な商取引全般に付随する業務
  - (5)当社から加盟店に対する連絡、業務の案内または資料等の送付および当社の本サービス以外の業務全般に関する案内または資料等の送付ならびにそれらに付随する業務
  - (6)本サービスの改善、利用促進、他の加盟店への情報提供およびその他当社のサービス開発、改善等を目的とする統計データの作成および分析・利用のための業務
  - (7)その他前各号に準じる業務
2. 当社は、加盟店情報を適切に管理し、次の各号に該当する場合を除き、第三者に開示しない。ただし、本契約の成立日に既に公知の、または本契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず公知となった事実に関してはこの限りでない。
    - (1)加盟店の同意がある場合
    - (2)当社が本サービスに関し業務委託をする事業者に対して開示する場合
    - (3)法令等に基づき開示する必要がある場合
  3. 当社は、加盟店が当社に提供した情報および本ユーザーまたはその他ユーザーの加盟店利用状況等のデータ等を、個人および加盟店を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で利用および公開することができるものとし、加盟店はこれを予め承諾し異議を唱えないものとする。
  4. 加盟店情報に個人情報が含まれる場合は、当該個人情報は当社の「お客さま個人情報の取り扱いについて」に準じて取り扱うものとする。

#### 第10条 著作権等

1. 本サービスに関するコンテンツにおいて使用されるシステムプログラム、デザインおよび文章等の著作権若しくは本サービスに関連する著作権、商標権およびその他知的財産権等の一切の権利は、当社若しくは当社に権利を許諾した第三者に帰属するものとする。
2. 加盟店は、本サービスに関するコンテンツを当社に無断で複製、改変、掲載、転載、公衆送信、提供、販売、譲渡、貸与、翻訳、二次的利用等をしてはならないものとする。

#### 第11条 加盟店による解約

1. 加盟店は、本契約の解約を希望する場合には、当社にメールその他当社の指定する方法で連絡をしたうえで、当社所定の加盟店解約届に必要な事項を記入して、郵便その他当社の指定する方法により当社に送付するものとする。
2. 前項の場合、毎月15日までに加盟店解約届が当社に到着（郵送の場合は消印有効日）した場合は、当月末日に解約とする。

#### 第12条 当社による解除

1. 当社は、加盟店が次の各号の一に該当したときは、いずれの当事者の責に帰すべき事由によるものであると否にかかわらず、何らの催告なしに直ちに掲載情報の削除、加盟店登録の抹消および本契約の解除をできるものとする。なお、本条の措置により、加盟店または第三者に損害または不利益が生じても、当社は一切の責任を負わないものとする。
  - (1)本規約の各条項に違反したとき
  - (2)当社の信用を傷つけたとき
  - (3)手形または小切手の不渡りが発生したとき

- (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分または滞納処分の申し立てを受けたとき
  - (5) 破産、民事再生、会社更生または特別清算の申し立てをし、または第三者から申し立てがされたとき
  - (6) 前三号の他、加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - (7) 解散または営業停止となったとき
  - (8) 合併などにより経営環境に大きな変化が生じたとき
  - (9) 営業方法等について行政当局による注意または勧告若しくは行政処分を受けたとき
  - (10) 加盟店およびその従業員等関係者が当社のコンピュータに保存されているデータを当社に無断で閲覧、変更若しくは破壊したとき、またはその恐れがあると当社が判断したとき
  - (11) 営業方法等が公序良俗に反しまたはノミヨルの加盟店としてふさわしくないと当社が判断したとき
  - (12) 営業の全部または重要な部分を譲渡したとき
  - (13) 当社に不利益をもたらしたとき、またはその恐れがあるとき
  - (14) 連絡がとれないとき
  - (15) 本ユーザーまたはその他ユーザーとのトラブル、苦情の申出等により、本サービスの信頼等に影響を及ぼすと当社が判断した場合
  - (16) 当社が加盟店として不適格であると判断した場合
  - (17) その他、本規約に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき
2. 当社は前項各号にかかわらず、加盟店登録の継続が困難と認めたときは、加盟店に対し書面またはメール等当社所定の方法で発信した時点で、本契約を解除することができるものとする。

### 第13条 禁止事項

加盟店(加盟店の役員および従業員を含む)は次の各号に定める行為を行ってはならないものとする。加盟店が次の各号の一に該当する行為を行った場合は、当社は、事前の通知を要せず直ちに掲載情報の削除、加盟店登録の抹消および本契約の解除をすることができる。なお、本条の措置により、加盟店または第三者に損害または不利益が生じても、当社は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 法令の定め違反する行為
- (3) 犯罪に結びつく行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 消費者の判断に誤解、錯誤、混乱等を与える恐れのある行為
- (6) 他の加盟店、本ユーザーまたはその他ユーザーその他の第三者に対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、物理的損害、プライバシーの侵害、名誉の棄損、誹謗中傷その他不利益を与える行為
- (7) ノミヨルを利用して加盟店に関わる情報以外を宣伝する行為
- (8) 本サービスを含む当社のサービス事業の運営・維持を妨げる行為
- (9) 虚偽の情報を故意に登録させる行為
- (10) ノミヨルに関し利用しうる情報を改竄する行為
- (11) 当社のサービスを提供する上で関係するあらゆるシステムに対して、有害なコンピュータプログラム等の送信または書き込み行為、不正アクセス等により、その機能に悪影響を及ぼす行為
- (12) 本ユーザーまたはその他ユーザーに対し、加盟店の一般の利用客と比較して不利となる差別的な取

り扱いをする行為

- (13) ノミヨル上で、飲食店としての加盟店情報以外の情報を掲載させるなどして、飲食店としての加盟店以外の営業活動の宣伝をする行為
- (14) 宗教活動、政治活動など本契約の履行以外の目的で本サービスを利用する行為
- (15) 第三者になりすまして加盟店登録を申し込む行為
- (16) その他前各号に準じる行為等、当社が合理的理由により不適切と考える行為

#### 第 14 条 損害賠償

1. 加盟店は、本サービスに関連して当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。ただし、加盟店の故意または過失によらない場合はこの限りでない。
2. 加盟店は、本サービスに関して他の加盟店または本ユーザーまたはその他ユーザーその他第三者との間でトラブル等が発生した場合、加盟店の責任と費用負担により解決するものとし、当該トラブル等により当社に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとする。
3. 加盟店に対するクレームなどを当社が受けつけ、当社に損害が生じた場合、当社は当該加盟店に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

#### 第 15 条 免責

1. 当社は、加盟店が本サービスに関して被った一切の損害につき、その原因の如何を問わず、これを賠償する責を負わないものとする。
2. 当社は、本サービスに関連する一切の行為について、加盟店に対して、その法的根拠の如何にかかわらず、一切の損害賠償義務を負わないものとする。
3. 本サービスにおいて、加盟店から提供された情報が第三者の知的財産権(著作権、意匠権、特許権、実用新案権、商標権、営業秘密を含む)、名誉、プライバシーその他第三者の権利または利益を侵害していたことに起因して、当社が損害賠償の支払を余儀なくされた場合は、当社は当該権利または利益侵害の原因となる情報を提供した加盟店に対しその損害および当該権利または利益の侵害に基づく請求に対する対応に関わる一切の費用(訴訟費用、賠償金、弁護士費用など)を請求できるものとする。
4. 加盟店間または加盟店と本ユーザーまたはその他ユーザーその他第三者の間でトラブルが発生した場合は、当該当事者間で一切の解決を図るものとし、当社は何ら責任および負担を負わないものとする。
5. 当社は、本サービスに関連する一切の行為について、第三者に委託することができるものとする。なおこの場合、当社は当該第三者に本規約に基づき当社が負う義務を遵守させるものとする。
6. 当社は、本サービスにおいて、加盟店に対し、加盟店登録をすることにより加盟店の売上が向上することを保証するものではない。

#### 第 16 条 本サービスの停止、終了

加盟店は、本サービスが、次の各号に定める事由により一定期間停止し、または終了する場合があることを予め承諾し、本サービスの停止および終了により加盟店または第三者に損害または不利益が生じても、当社は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 当社のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修等の必要

- (2) コンピュータ、通信回線等の事故
- (3) 天災、災害、戦争、暴動、労働争議、疫病の流行等の発生
- (4) その他当社が必要と判断した場合

#### 第 17 条 反社会的勢力の排除

1. 加盟店は、加盟店またはその関係会社若しくはグループ会社等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
  - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
2. 加盟店は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、加盟店が反社会的勢力若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、加盟店に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。
4. 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、加盟店に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、加盟店はその損害を賠償するものとする。

#### 第 18 条 準拠法および管轄裁判所

1. 本規約の準拠法は日本法とする。
2. 当社と加盟店の間で生じた、本規約に起因し、または関連する一切の紛争は、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 19 条 協議

本規約に定めのない事項および本規約の各条項について疑義が生じた場合、当社および加盟店は誠意をもって協議し、解決するものとする。

**【附則】**

1. 施行日

本規約は、2023年6月1日から施行します。